

令和 8 年 5 月 14 日

第 5 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 5 号

令和 8 年 第 5 回 定例会

日時：令和 8 年 5 月 14 日（木）午後 1 時 40 分

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長

丹 羽 恵玲奈

教育長職務代理者

清 水 俊 明

委 員

小 川 賀 代

委 員

福 田 雅

委 員

中 野 円 佳

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長

吉 田 雄 大

教 育 推 進 部 参 事

教育総務課長事務取扱

真 下 聡

学 校 運 営 課 長

宮 原 直 務

学 校 施 設 課 長

足 立 和 也

教 育 指 導 課 長

山 岸 健

教育施策推進担当課長

高 橋 拓 也

児 童 課 長

大 塚 仁 雄

教育センター所長

木 内 恵 美

真砂中央図書館長

奥 田 光 広

「書 記」

庶 務 係 長

大 川 育 子

庶 務 係 主 査

平 手 由佳莉

令和 8 年

第 5 回教育委員会定例会

令和 8 年 5 月 14 日（木）午後 1 時 40 分

場 所 第二委員会室

議事録署名人 中野 円佳 委員

第 1 議事録の承認

議事録第 3 号 （令和 8 年第 3 回定例会）

第 2 議案の審議

第 3 8 号議案 文京区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

第 3 9 号議案 文京区教育委員会公布式

第 4 0 号議案 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例

第 3 報告事項

- (1) 令和 7 年度学校評価の報告について (資料第 1 号)
- (2) 柳町小学校Ⅱ期工事竣工後の柳町地区児童館・育成室について (資料第 2 号)
- (3) 令和 8 年度育成室入室状況 (資料第 3 号)
- (4) 令和 7 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について (資料第 4 号)
- (5) 図書館における ICT 化の推進「～いつでもどこでも図書館～」事業の実施について (資料第 5 号)
- (6) いじめの重大事態に係る対応について (資料第 6 号)

※報告事項（6）については、非公開になることが見込まれています。

第 4 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(13 : 40)

○丹羽教育長 それでは、定刻になりましたので、第5回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認いたします。委員は全員ご出席いただいております。理事者も全員出席しております。なお、福田委員は議案の審議が終了後にご退席される予定です。あらかじめご承知おきください。

本日の議事録署名人でございますが、中野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第3号 (令和8年第3回定例会)

○丹羽教育長 それでは、議案日程に入らせていただきます。

第1、議事録の承認です。議事録第3号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第38号議案 文京区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

第39号議案 文京区教育委員会公布式

○丹羽教育長 第2、議案の審議。議案の審議の前に、本日の会議運営についてお諮りいたします。第38号及び第39号議案が関連性の高い内容になっております。これらにつきまして、提案説明と質疑は一括で行い、採決は個別で行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は3件ございます。

初めに、第38号議案「文京区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」、第39号議案「文京区教育委員会公布式」。これらの件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第38号議案、文京区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則及び第39号議案、文京区教育委員会公布式につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この2議案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、規則等の公布の方法の電子化等により、区民の利便性の向上及び事務手続の簡素化を図るため、規定の整備を行うものでございます。

まず、第38号議案、文京区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

第2条の規則の公布でございますが、第1項目の教育長による署名としてきた手続につきまして、教育長名の記名に改めることで、制定改廃に係る事務の簡素化を図るものでございます。

また、第2項の公布の方法につきまして、区のホームページ上に新設される電子掲示場に掲載することによって行うために、区のウェブサイトへの掲載を加えるものでございます。

続いて、第3条の規程の公表でございますが、第1項の教育委員会名の記名及び教育委員会印の押印につきまして、教育委員会名の記名に改めます。なお、第2項の公表の方法につきましては、第2条第2項を準用することとしておりますので、規則の公布と同様に、区のホームページ上に新設される電子掲示場に掲載することになるものでございます。

この規則の施行期日は、令和8年5月21日でございます。

次に、第39号議案、文京区教育委員会公布式につきまして、ご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

本案は、告示等の方法につきまして、区のホームページ上に新設される電子掲示場に掲載することによって行うため、区のウェブサイトへの掲載を加えるものでございます。

この告示の適用は、令和8年5月21日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。

第38号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第39号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第40号議案 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例

○丹羽教育長 続きまして、第40号議案「文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例」。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第40号議案、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、今年度実施する次期指定管理者の選定にあわせて八ヶ岳高原学園の利用要件に係る規定等を改めるものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表をご覧ください。第6条第2号において、区民利用の要件について対象に区内の学校に在学する者を加えるほか、区民等が構成員の過半数を占める団体であることを要件とする改正を行うものでございます。また、その他規定整備をあわせて行います。

施行の時期は、第1条並びに第6条第1号及び第3号の改正規定は公布の日から、同条第2号の改正規定は令和9年1月1日からいたします。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 では、この説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○中野委員 ちょっと聞き逃してしまったのですけれども、変える必要性の説明の部分をもう一度お願いできますか。

○学校施設課長 私から、改正の趣旨についてご説明させていただきます。第6条第2号におきまして、区民団体についての規定がございますけれども、そこにつきまして、これまで在学というのが区民団体の要件の中に規定としてはございませんでしたので、区内大学等での例えばゼミやサークルでの利用といったものも想定する中で、今回、在学を規定上、明記させていただいたものでございます。

また、その団体構成員の割合についても条例上の規定上、明記がございませんでしたので、この部分について他の学校施設開放等のルールに合わせまして、過半数であることを規定上明示したものでございます。

それ以外につきましては基本的には規定の整備ということで、本条例の改正に合わせて必要な改定を行っているものでございます。

以上です。

○丹羽教育長 ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。第40号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、ただいま審議いたしました第40号議案につきましては、区議会6月定例議会に議案として提出される内容のため、後ほど区長から意見照会がございます。

この意見照会の処理につきましては、教育長が照会内容を精査し、その内容が本日の審議内容と同様である場合は、本委員会の事案決定規則第6条第1項の規定に基づき、「教育委員会としては異議がない」旨の回答を行うこととしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 ありがとうございます。

第3 報告事項

(1) 令和7年度学校評価の報告について

○丹羽教育長 続きまして、第3、報告事項に参ります。

報告の前にお諮りしたい件がございます。

報告事項(6)は「いじめの重大事態に係る対応について」となっております。文京区教育委員会会議規則第12条ただし書には、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」と規定されており、本報告事項は、個人情報等を伴うため、非公開としたいと思います。各委員の皆さん、非公開でご異議ございませんか。

(異議なし)

○丹羽教育長　ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたします。

それでは、報告事項に入らせていただきます。本日は6件ございます。

まず、(1)「令和7年度学校評価の報告について」。この件について説明をお願いします。

○教育指導課長　資料第1号によりまして、令和7年度学校評価についてご報告いたします。

初めに、昨年度教育委員会でいただいたご意見についてお答えさせていただきます。

保護者アンケートの項目について見直し、検討しているのかというご意見をいただきました。教育委員会としては、本調査は区全体の大きな枠組みの中で各学校の取り組み状況の全体像を把握し、区の施策等に生かすために実施しているものでございます。例えば、学力やいじめ、具体的な人間関係など詳細については各学校が実態に応じた形でアンケート調査等を実施しており、各学校が実態を把握し、対応、改善していくものであると考えております。しかし、学校任せにするのではなく、必要に応じて学校と連携し、学校を支援し、対応してまいります。

また、別紙1、学校関係者評価については、PTAなど保護者も含んだ学校関係者のアンケートであり、別紙2は保護者のみのアンケートとなっております。

それでは、令和7年度の結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

初めに、2ページ目をご覧ください。学校関係者評価の共通項目の集計結果でございます。昨年度と比較しますと、小学校でBの評価がふえておりますが、全体としては肯定的な評価が多くなっており、適切に評価いただいております。幼稚園のほうは変わりはありません。また、中学校のほうも変わりはありません。小学校でBの数が2倍となっております。

続きまして、3ページ、保護者アンケート（区共通項目）集計結果でございます。今回の集計では「とてもあてはまる」と「まああてはまる」の割合を足して最も高い項目だったのが、幼稚園、小学校、中学校ともに「本校（園）の教育活動に満足している。」となりました。一方、「あまりあてはまらない」と「まったくあてはまらない」の割合を足して高い項目は、幼稚園では9番目の質問項目「本校（園）は、区や学校の方針等に対する保護者の意見をよく聞き、保護者と協力して教育を進めようとしている。」でした。小学校では6番目の質問項目「本校は、日頃よりいじめの未然防止に適切に取り組むとともに、学校生活で起きたいじめ等の問題に対して、素早く丁寧に対応している。」でした。中学校では、5番目の質問項目「本校の授業は、子どもにとって分かりやすい内容である。」でした。

続きまして、4ページをご覧ください。こちらは学校関係者評価により、校種ごとの重点目標に対する肯定的な意見、改善に向けた意見という形でそれぞれ抜粋ではございますが、参考として添付しております。

特徴的なところを幾つか触れさせていただきます。

まず、幼稚園。「家庭と地域」についてのご意見でございます。中黒3点目、先生方が、子ども、保護者の理解に努め、経験を促す工夫や園内研究の学びを子どもの成長に生かしていることがわかります。続いて、小学校の「家庭・地域との連携」についてのご意見でございますが、中黒の2点目、地域に出向いたり、地域の方を招いたりする授業は子どもたちが直接話を聞ける貴重な機会である、教職員のこのような取り組みに対しても地域の方々から丁寧な評価をいただいていることがうかがえます。中学校の「信頼される学校」では、中黒の2点目、外部人材を活用して社会課題を

考える授業は子どもたちの社会性やキャリア意識を育む価値のある取り組みであることを評価いただいております。

この学校評価を受けまして、今後も園、学校と連携し、学校支援に向けた手だてを講じてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○清水委員 保護者アンケートの結果に関してです。まず、「とてもあてはまる」という項目が幼稚園では高く、小学校、中学校と徐々に少なくなっているのですが、この理由をどのように考察しているかということが、まず1点。

2点目は、小学校と中学校で差が大きいものとして5番、授業が「分かりやすい内容である」が中学校では随分下がっているのですが、なぜこの差があるかということ。

もう一つは、6番、いじめに関してです。「わからない」と「あてはまらない」はまた意味合いが違って、「わからない」が非常に多いのですが、この辺、なぜわからないのか。あるいはわかるようにしなければいけないのではというところに関しても教えていただければと思います。

○教育指導課長 1点ずつ説明させていただきます。

まず、下がっていったところなんです。実は数年前にもそういったことをお聞きいただいたことがあるのですが、子どもたちの発達段階が少しずつ上がっていくにつれて、幼稚園、小学校のほうは保護者の方もお子さんに向ける目が非常に高いのが、成長過程で子どもたちも親離れしていくので、子どもに任せているところが影響しているのではないかと考えております。ただ、これは教育委員会としてもきちんと受けとめて、保護者の方々がより学校教育に興味、関心を持っていただけるような例えば教育活動や、意見をいただける場をつくっていかなくちゃいけないというところを課題として捉えております。

それから、授業がわかりやすいということについては、合同校園長会等で私からこのアンケート結果の話をさせていただいて、そういった結果を受けて授業等について学校でいま一度考えていただく機会にしたいと思っております。ただ、これについてもやはり発達年齢が上がるにつれて少しずつ下がっていく傾向が毎年あるのが現状でございます。

3つ目のいじめについても、私はことしで3年目になるのですが、1年目から学校のほうに、保護者会であったり、面談であったり、さまざまな場面でいじめについてわかるような形で、例えばいじめの対策委員会がこうなっている、学校ではホームページでこういう周知をしているということを周知してくださいという話をしているのです。にもかかわらず、現実のところ、保護者の方にしてみますと、ご自身のお子さんがそのいじめの問題にかかわっていなかったりすると、起きているのか起きていないか、あるいは学校でどういうことがあったのかがわからない現状がございますので、いじめについては今の学校での未然防止の取り組みや対応といったことについても、学校でこういうことがあったんだということを今後も保護者会や面談等できちんと周知できるように広めていきたいと指導課としては考えております。

○清水委員 2つ目のところなんです。これは小学校から中学校に行く上で対象がちょっと違ってくるんだと思うんです。中学校は外に出てしまう人が多いのではないかなと思うのですが、そういった

ところでの差はどうかのかなと思ったのですが。

○丹羽教育長 中学校になると勉強が難しくなるというのは大きいのかなと思います。

○教育指導課長 文京区の場合には小学校から中学校に約半数ぐらいになってくるのですが、その影響というよりは、教育長がおっしゃっているように、例えばよく言われる中1で英語が始まってくるとか、小学校では会話的に遊んでいたものが、英文法が入ってきてかなり難しくなったというのがよく言われることなんです、そういった形で学習の中身についてステップがかなり大きくなってくる。そこでの開きは非常に大きいのではないかと考えております。

○丹羽教育長 ほかにご質問、ご意見はありませんでしょうか。

○中野委員 別紙1ですけれども、これは毎年やられているということで、先ほどBが2倍というお話がありました。1から2かなと思ったのですけれども、Bがついた学校についてはどういうところを改善したほうがいいのかというのは伝わっているという理解でよかったですでしょうか。去年のBだったところがまたBになっているのか、そこは改善したけれども、また別のところがBになっているのかといったあたりを教えていただけますでしょうか。

○教育指導課長 委員ご指摘のとおり、学校は我々のほうできちんと把握しておりますので、そこが変わったところについては改善できた学校について、それから新たについてしまったところについては個別に指導、助言を行って報告しております。学校も若干変わっております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、報告事項の(2)に進みたいと思います。

(2) 柳町小学校Ⅱ期工事竣工後の柳町地区児童館・育成室について

○丹羽教育長 報告事項の(2)「柳町小学校Ⅱ期工事竣工後の柳町地区児童館・育成室について」です。

○児童課長 資料第2号をご覧ください。本件は、柳町小学校Ⅱ期工事竣工後の柳町地区児童館・育成室についてのご報告でございます。

本年7月に竣工予定の柳町小学校第Ⅱ期校舎の5階に児童館と育成室4室を整備することに伴う児童館並びに各育成室の移転時期及び運営内容についてのご報告になります。

各施設の移転・開設時期がございしますが、多岐にわたる部分がございしますので、添付してあります別紙をご覧くださいとわかりやすいと思っております。

竣工後の動きですけれども、まず、公設民営の柳町第三育成室(別紙では「育成室③」)が現在仮設校舎の中にございますので、9月上旬に新校舎に移動しまして、運営を継続いたします。次に、新校舎建設に伴い、他施設に移転しておりました公設公営の柳町第二育成室(別紙では「育成室②」)が9月下旬に新校舎に児童とともに移動し、運営を継続してまいります。次に、柳町児童館(別紙では「児童館」)はこれまで小規模で運営しておりましたが、11月より新校舎にて再開いたします。本年度末までの事業としましてはこの体制で、柳町小学校内で運営させていただきます。

次に、同地区での令和9年度に向けてのスケジュールになります。公設公営の柳町育成室(別紙では「育成室①」)は区採用の職員が柳町新校舎のほうに移り、ここでは(仮称)柳町第一育成室を公設公営で開設し、新たに児童を募集いたします。規模は40名です。なお、現在の柳町育成室在籍

の児童ですが、今年度から全て近隣の礪川小学校に通学している児童となっておりますので、在籍児童はそのままに、新たに公設民営の（仮称）礪川第一育成室へと事業体制及び名称変更するとともに、前年度に移転しております柳町第二育成室が抜けた跡地に、新たに公設民営の（仮称）礪川第二育成室を開設する計画です。規模は 40 名です。柳町小学校では新校舎に新たに公設民営の（仮称）柳町第四育成室（別紙では育成室④）を開設する予定です。規模は 40 名です。これにより柳町小学校内では 80 名から 160 名の児童を預かれる体制となります。礪川小学校地区も同施設内で 40 名から 80 名の児童を預かれる体制となります。その他の地域における令和 9 年度新規開設育成室の詳細につきましては年明けにご報告する予定となっております。

ご報告は以上となります。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

ちょっとややこしいのですけれども、定員はふえることになります。新しい柳町小学校の校舎に入るものが 4 つと礪川のほうに 2 つということです。

では、次に進みます。

（３）令和 8 年度育成室入室状況

○丹羽教育長 報告事項（３）「令和 8 年度育成室入室状況」についてです。

○児童課長 資料第 3 号をご覧ください。令和 8 年度育成室入室状況のご報告になります。

こちらの数値は、令和 8 年 4 月現在の数値となります。令和 7 年は待機児童数 74 名と報告いたしましたが、本年同日では待機児童数が 47 名となりました。これは本年 4 月から新たに育成室を 6 カ所整備したことや各育成室の受け入れ児童数を見直したことにより 123 名、新たに受け入れられる体制になったこと、さらに東京都認証学童クラブ新設が 2 カ所という、追加の効果が考えられます。

次に、育成室別の入室状況でございますが、地域遍在が見られ、本年も 12 カ所で待機児童が発生しております。待機児童数は表記のとおり、単純に継続者数と新規申請者数を合計した需要数から在籍数を引いた数値となります。東京都認証学童クラブに 4 月から通っている児童も待機児童数に含まれておりますので、この数を差し引くと待機児童は 32 名となります。

なお、今年度開設した育成室は全て公設民営で、表の最後のほうの 6 施設、明化育成室から湯島第三育成室までとなります。

今後とも在籍数の定員化と地域遍在解消に向けて在籍数の確保に努めてまいります。

ご報告は以上となります。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○清水委員 在籍者数よりも定員のほうが多いということですので、地域の遍在さえ是正できれば全ての子どもが入れるという理解でよろしいですか。

○児童課長 ご指摘のとおりですけれども、例えば音羽地区の方が根津方面に通うのは現実的ではないところがございます。そういった意味での地域偏在というところで解決がなかなか難しいところがあることはご理解いただければと思います。

○清水委員 地域遍在は去年から言われていることだと思うのですが、それを改善して減った例はあるのですか。東京都を利用してということではなくて。

○児童課長 そういった意味になりますと、窪町小学校の地域とか柳町の地域においては定員数をふやしているところがございますので、そこでカバーできていると考えております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小川委員 先ほど柳町のほうはふえるということだったかと思うのですが、これで今の待機児童は解消されるということでしょうか。

○児童課長 現状では待機児童に改善が見られると思っているところではあるのです。とはいえ、人口の流入というところがなかなか難しいところがありますので、今後の動静を踏まえながら、必要となるにつきましては今までと同じような形で定員を若干制御するといったことをやっていければと思っております。

○中野委員 ちょっと興味があってお伺いするようになるところになるのですが、予測というか、保育園に通っている人数とかからすると少し先まで、大体これくらいふえるみたいなのが予測できるものなのかどうか。これまでの予測と実際の数値とかも含めて今後の見通しが見えているところがあったら教えていただけますでしょうか。

○児童課長 そういった意味でいきますと、柳町地区は改善できるかなと思っています。一方で、窪町小学校の地域に関しましては物件が見つかりづらいところがございますので、こちらにつきましては令和 10 年に窪町小学校に隣接する土地でマンション、そこで育成室を新たにつくる計画になっておりますので、令和 10 年には解決できるかと。一方で、今回実は東京都認証の学童クラブは非常に人気が高いと見ておるところがあります。都認証、今年度から東京都で利用料月額 1 万 4000 円という形の育成室が始まったというところと、こちらは民間という形になりますので、一定の金額を払えば夜 9 時まで預かってもらえるという形で、我々では手が届きにくい時間配分とかを民間が補ってくれるのかなと思っているところがございますので、区ができること、民間ができることを踏まえながら、区民の方々に情報をうまくご提供していこうと思っているところです。

○丹羽教育長 人口の話、子どもの数の将来的なことは、宮原課長、お願いします。

○学校運営課長 最新でいきますと、例えば令和 8 年 5 月 1 日現在の区立小学校の児童数は、4 年生が 1982 名、5 年生が 1965 名、小学校 3 年生が 1835 名、小学校 2 年生が 1828 名で、1 年生は 1714 名と、人数的には今の 4 年生、5 年生が一番ボリュームゾーンで、本区の中では今やや落ちついてきている状況かと思われます。また、区内のそれぞれの学区に今住んでいらっしゃるお子さんの数を見ますと、本年度の小学校 1 年生ぐらいの数で推移していくのかなと思われますので、人数的には落ちついた状況になるかなと。ただ、地域遍在はある。あと、社会増についてはいろいろな要素がありますので、必ずしも楽観はできないのですが、35 人学級対応で教室増対策をしつつ、非常に人数がボリュームだった時期は一旦過ぎているのかなと見ているところです。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

（４）令和 7 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について

○丹羽教育長 次に、報告事項の（４）「令和 7 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動

習慣等調査の結果について」です。

○教育センター所長 資料第4号に基づきまして、令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果についてご報告いたします。

1、調査目的は、児童・生徒の体力の現状把握とその結果を児童・生徒に還元し、一人ひとりが体力向上に取り組むことができるようにするものです。

2、調査実施時期は令和7年6月です。

3、実施規模は区立の全小・中学校となります。

4、実技に関する調査結果についてです。ご参考までに資料の3～4ページが小学校、6～7ページが中学校になりますけれども、データをおつけしております。まず（1）全国との比較です。東京都及び文京区は、例年と同様に、全体的に体力・運動能力各項目の平均値が全国の平均値を下回っております。一部、反復横跳び、立ち幅跳びにおいて全国の平均値を上回る、または同等の傾向にある学年が見受けられております。

（2）と（3）は小学校、中学校それぞれについて東京都との比較及び過去5年間の変化について記載しております。

まず、（2）の小学校についてです。東京都と比較した場合、反復横跳び、立ち幅跳び、総合得点など複数の項目において都の平均を上回る、または同等の傾向が見られました。一方で、上体起こしについては全学年、女子ソフトボール投げにおいては多くの学年において都の平均を下回る記録が見られております。令和3年度からの過去5年間の記録を経年で見ていきますと、総合得点はおおむね維持傾向にありますが、一部小学校5年生女子については低下傾向が見られておりました。資料は「昨年」と記載しておりますが、「前年度」である令和6年度です。前年度との比較については、反復横跳び、50m走、立ち幅跳びで記録が上回っております。握力についてはほとんどの学年で若干ではございますが低下が見られました。

（3）の中学校については、東京都と比較して握力、立ち幅跳びなど複数の項目において平均を上回る、または同等の傾向が見られております。一方で、上体起こし、持久走、50m走などでは都の平均を下回る記録がありました。中学生についても、令和3年度から過去5年間の記録を見てみますと、総合得点はおおむね維持傾向にあります。コロナ禍以降において、複数の学年で、ここ数年間で若干持ち直してきた印象がございます。中学生についても前年度との比較では反復横跳び、立ち幅跳びにおいて記録が上回っておりまして、握力については中学2年生を除く学年で下回っております。

5、生活・運動習慣等の実態に関する質問紙調査の結果をかいつまんで記載しております。データは抜粋となりますが、5ページが小学校5年生、8ページに中学校2年生の結果をおつけしております。全国、東京都と比較して文京区は小学校、中学校ともに「朝食を毎日食べている」、「7時間以上の睡眠時間を確保している」と回答した割合が上回る、または同程度の傾向にありました。また、平日における学習以外での1日にテレビ、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ている時間は全国及び東京都と比較して短い傾向にありました。

以上、調査結果を踏まえた今後の取り組みについて、項番6に記載しております。（1）小学校への体力アップトレーナーの配置、中学校へのテクニカルトレーナーの配置などにより、学校におけ

る児童・生徒の運動機能の充実に引き続き取り組んでまいります。（２）日本女子大学や日本コーディネーショントレーニング協会と連携して事業を行っておりますが、幼児の運動意欲、体力の向上につながる保育の実践、イベント等を通じた幼児の運動機会の確保に努めてまいります。（３）として教育だより「きあら」などを活用し、情報発信を行うほか、保護者を対象とした健康教育の実施により、基本的な生活習慣の定着、改善に向けた啓発を進めてまいります。

ご報告は以上です。

○丹羽教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。いかがでしょうか。何か気になることがあったら、どうぞおっしゃってくださいね。

○中野委員 気になることというか、体力測定自体はどれぐらい意味があるのかとか、物によってはちょっとコツを教えるとか。うちの子たちも、もうすぐ体力測定だからシャトルランの練習をしようかなと言っています。ただ、練習する機会があまりないとか、20mはどれぐらいだろうみたいなのを勝手にやっていたりしたので、練習をやる機会がふえると数値は上がりそうだけど、それは本質的じゃないなと思っていました。

本質的なほうの運動機会は、去年もちょっと申し上げたかと思うのですが、学校によって校庭の使い方とか運動しやすい機会が多少違うのかなと思うので、各学校で自由に走り回れたりする機会が少ない学校が工夫して機会をふやしてくれるといいのかなと思いました。

○丹羽教育長 学校の意見があれば。

○教育指導課長 委員おっしゃるように、学校での動く場は学校によってスペースが違うと思うのですが、文京区では体力向上というところで、数年前から、先ほど所長からお話があったように、体力アップトレーナーが入ったり、さまざまな取り組みをやっています。

今、東京都で推奨している教科担任制においても、特に体育、理科については高学年で、例えばまだ1校なんですけれども、中学校の専科の教員が体育を高学年に教える授業もやっていたりということもあります。そういったところをどんどん広めていながら、文京区の子どもたちの体力向上のためにできる授業は今後、区としても推奨していきたいと考えております。

○丹羽教育長 よろしいですか。では、次に進みたいと思います。

（５）図書館における ICT 化の推進「～いつでもどこでも図書館～」事業の実施について

○丹羽教育長 報告事項の（５）です。「図書館における ICT 化の推進「～いつでもどこでも図書館～」事業の実施について」でございます。

○真砂中央図書館長 続きまして、資料第５号、真砂中央図書館から、図書館における ICT 化の推進「～いつでもどこでも図書館～」事業の実施について報告いたします。

まず、１「趣旨」でございます。文京区立図書館では、IC タグ管理によるセルフ貸出などの ICT 化などを順次進めているところですが、利便性向上などのためにさらなる ICT 化を図る予定でございます。

２「実施事業」の１つ目、３D 書架ブラウジングサービスですが、10 月下旬からのサービス開始予定で詳細を詰めているところでございます。こちらの事業内容といたしましては、オンライン上で書架（本棚）を見ながら自分の興味のある書籍を見つけて予約できるシステムでございま

す。イメージといたしましては、バーチャルの図書館に入って実際の図書館のように本棚を見て探す体験型の取り組みとなります。実際に本の中身を見ること自体は電子書籍ではないのでできないのですが、本の詳細を確認していただいて実際の蔵書の貸出につなげたいと考えているところでございます。蔵書は約 120 万冊あるのですが、複数ある図書や背表紙が鮮明に映らない薄い図書を除いて約 65 万冊分の背表紙の撮影を行いまして、サービス開始までに操作性等の研究を行っていくところでございます。

2 つ目のシビックセンター受取サービスにつきましては、文京シビックセンターの 1 階のエスカレーター前に 78 箱の図書受取ボックスを配置する形で 9 月に開始できるよう調整を進めているところでございます。図書館は平日なら 9 時から 21 時までオープンしておりますけれども、シビックセンターの開館時間は原則朝の 7 時 30 分から 22 時までのため、その時間内なら受取が可能でして、春日駅や後樂園駅は複数の路線が乗り入れている交通結節点でもあることから、利便性の向上が期待できるところでございます。受取ボックスに配達完了次第、LINE のミニアプリで予約者にお知らせして、その後、受取していただく形を想定しております。

3 つ目の小学生及び中高生世代向け電子書籍サービスにつきましては、9 月に開始予定でございます。一般の利用者は一般の図書を借りたり、電子書籍を見るには 2 年に 1 回利用証の更新が必要となりますけれども、小・中・高校生世代向けの ID パスワードにつきましては 18 歳になる年度末まで更新なしで利用できるものでございます。例えば、区立小学校、中学校には図書館から派遣している学校図書館支援員がゲストティーチャーになって授業で ID パスワードを交付したり周知を図ったり、私立や国立の小・中学生、高校生に対しては図書館の窓口やオンラインで申請していただければ ID とパスワードを交付してご利用いただけるよう検討を進めているところでございます。それに加えて、生徒たちが興味を持てそうな電子書籍の充実を図る予定です。

説明は以上となります。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○中野委員 完全に思いつきです。「いつでもどこでも」というのを見ていて、シビックセンター受取もいいのですが、子どもたちが予約した本を学校で受け取れたりしないですかね。

○真砂中央図書館長 借りたものを小学校とか中学校で受け取るということですかね。それはまだ行っていないのですが、確かにたまに保育園とかでは、保育園にお迎えに行ったときについて本を借りれたらいいなといったお声は前からあるので、できなくはないのですが、運行ルートとかもろもろが結構大変なところもあって、オペレーションについてはなかなか厳しい部分があるかなとは思っていますね。

○丹羽教育長 配達の車の手配が今の時代、なかなかね。

○中野委員 学校に置いている本を多少入れかえるタイミングとかはありますよね。

○教育指導課長 学校の図書を入れかえる時期は年間に何回かありますし、今、図書の支援員等も入っているので、そういった整備もお願いしているところはあるのですが、それを学校の誰が管理して、そういった仕事をするのかという問題も出てきたりするところもあるので、簡単にはちょっと、難しいなと思っています。

○中野委員 本当に思いつきなのでいいんです。ただ、図書館に行きやすいご家庭というか、立地

とか子どもの特性とかによって、行きやすい子はどんどん行って予約もして、そういう機会がそもそもないとか、家庭によっては距離的に一人で行かせられないところもあるのかなと思ったので、より身近になるとよいのかなと思って申し上げたまでです。

○丹羽教育長 この一番最後に書いた「同じ本を、何人でも同時に読むことができる電子書籍の充実を図る」と書いてあるのですが、小・中・高生世代にアカウントをお渡しするのに合わせて小・中・高生向けの電子書籍を充実させるのもあるんですよね、ここには書いていないんですけど。自分の端末で借りて読めるようなのを充実させる。

○教育推進部長 これは我々の重点施策ということで昨年考えたときに、今、教育長からありましたけれども、一つ一つも画期的な事業だと認識しております。3つがセットになって、紙の本だけを読みたいということであれば別ですけども、ID パスワードを付与する、あるいは3D書架のブラウジングサービスをする。電子書籍も、昨年度この事業を3つ構築する前に、子どもたちの図書に対する意識調査などもして、会議体を何回も設けて実際にそれぞれの方からご意見をいただいたときに、文京区の子どもたちは分刻みで習い事したりしていて、図書館になかなか行けないという実態があぶり出されてきた。そうなったときに、紙の本だけではなくて、電子書籍などをしっかりと充実させることによって、わざわざ図書館あるいは学校の図書でもいいんでしょうけれども、そういった特定の場所に行かなくても、自分の興味ある書籍等を読める機会をふやしていこうということが、施策を構築するときの1つの大きな視点になったということがあります。この3つの合わせ技で、今中野委員からお話がありましたけれども、現実問題として物理的なことをリアルにやったときには、今、人手不足で配達の方を確保するのも非常に困難であるし、お金も非常にかかるということがあるので、デジタルのものも活用しながら子どもたちの読書の機会をいかにふやしていくかといった施策を構築し、区長部局でも大変いい施策であるということで重点のほうに選定されたという経緯もございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

先ほど報告事項の冒頭で確認させていただきましたが、次の案件につきましては個人情報もございますので、非公開ということで進めさせていただきます。

第4 その他の事項

○丹羽教育長 第4、その他の事項ですけども、毎回、ご意見があるかどうか確認させていただいております。何かございますでしょうか。ないようであれば、次の案件に進みたいと思います。

次の非公開の報告事項をもちまして本日の教育委員会は終了となりますので、傍聴の方はこれよりご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

(以下、非公開)

令和 8 年 5 月 14 日

議事録署名人

教育長

委員